

○伊奈町まちづくり基本条例（素案）

令和●年●月●●日

条例第●号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 まちづくりの基本理念と基本原則（第4条—第8条）
- 第3章 まちづくりの主体の役割等（第9条—第13条）
- 第4章 情報の共有（第14条—第15条）
- 第5章 町民参加と協働（第16条）
- 第6章 実効性の確保（第17条）

附則

私たちのまち伊奈町は、バラのまちとして親しまれる、町民がいいきと美しく輝くまちです。

古くは旧石器時代から人々の生活が営まれ、近世になると、町名の由来ともなった伊奈備前守忠次が、ここ武蔵国足立郡小室に陣屋を構え、関東一円の治水や新田開発、河川改修等を行い、関東繁栄の礎を築きました。

豊かな自然と心安らぐ田園風景に囲まれながらも、首都中心部から40km圏内という地理的条件に加え、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の開通や都市基盤整備などによる住環境の向上とともに、人々が集う活気あふれるまちとして、さらなる発展を続けています。

先人たちは、自然と歴史を尊び、郷土を大切にし、さらに創意と努力による魅力あるまちづくりを進めてきました。

私たちは、これまで先人たちが築いてきたこのまちを、町と町民の協

働による町民参加型のまちづくりを推進することにより、一層魅力あるまちとして将来に引き継ぎます。

私たちのまちが、町なかにバラの咲き誇るにぎやかで美しいまち、歴史と伝統が息づいた忠次公ゆかりのまちとして、広く人々から親しまれ、愛されることを願い、町民に開かれた温かいまちづくりを実現するため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、伊奈町におけるまちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、町民、町及び議会の協働を推進し、町民参加型のまちづくりを実現することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 町民、町及び議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。

2 町及び議会は、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に住所を有する者及び町内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。

(2) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 町民参加 町民が、町が行う政策の企画立案、実施及び評価の

各過程において、主体的に関与することをいう。

- (4) 協働 町民、町及び議会が、それぞれの責任と役割分担に基づき、対等の立場で協力しあうことをいう。

第2章 まちづくりの基本理念と基本原則

(まちづくりの基本理念)

第4条 町民は、まちづくりの主体者として、町及び議会とともにまちづくりを推進するものとする。

(町民参加と協働の原則)

第5条 町民、町及び議会は、町民参加により、協働してまちづくりを推進することを原則とする。

(情報共有の原則)

第6条 町民、町及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有することを原則とする。

(地域尊重の原則)

第7条 町民、町及び議会は、地域の文化、歴史、伝統等の特徴を活かしながら、子どもからお年寄りまで全ての町民が住みやすく暮らしやすい、安心して安全な地域社会を実現するために、地域の特性を尊重するとともに、町はその支援を行うことを原則とする。

(環境配慮の原則)

第8条 町民、町及び議会は、生物の多様性を保全するため、環境への影響に配慮した、持続可能な循環型社会を基調としたまちづくりの推進に努めることを原則とする。

第3章 まちづくりの主体の役割等

(町民の権利及び責務)

第9条 町民は、まちづくりに関して、参加する権利及び情報を知る権利

を有する。

- 2 町民は、まちづくりの主体者であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。
- 3 町民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する町民は、その行使の機会を活かすように努めるものとする。

(町長の責務)

第10条 町長は、町民の信託に応え、誠実かつ公正に町政運営に当たり、まちづくりを推進しなければならない。

- 2 町長は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。
- 3 町長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。

(職員の責務)

第11条 職員は、町民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、積極的に町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

(議会の責務)

第12条 議会は、伊奈町議会基本条例(平成25年条例第22号。以下「議会基本条例」という。)に基づき、町民の意思を的確に町政に反映させ、伊奈町としての最良の意思決定を導き出さなければならない。

(議員の責務)

第13条 議員は、議会基本条例に基づき、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、町長等の行政機関との持続的な緊

張の保持等に努め、町民に信頼され、存在意義のある議会を築かなければならない。

第4章 情報の共有

(情報の公開及び発信)

第14条 町及び議会は、開かれた町政の推進を図るため、他の条例で定めるところにより、保有する行政情報を公開しなければならない。

2 町及び議会は、町民参加型のまちづくりを実現するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 町及び議会は、個人の権利利益の保護及び適正な町政運営に資するため、法令又は他の条例で定めるところにより、保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第5章 町民参加と協働

(町民参加と協働の推進)

第16条 町及び議会は、まちづくりに関して、町民参加の機会を保障しなければならない。

2 町及び議会は、町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

第6章 実効性の確保

(条例の見直し)

第17条 町長は、社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて、この条例を見直すための措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。